

訓令等の公表基準の制定について（通達）

〔 最終改正 平成29. 3. 31 例規総第20号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

みだしのことについて、下記のように定め、平成14年9月10日から実施することとしたから、適切な運用に努められたい。

記

1 目的

警察行政の透明性を確保し、府民に対する説明責任を果たすため、訓令等を原則として公表することにより、府民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 定義

この例規通達において「訓令等」とは、京都府警察本部の発出する訓令、例規通達及び一般通達のうち、内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他府民生活に影響を及ぼさないもの（以下「内部訓令等」という。）を除いたものをいう。

3 公表の範囲

- (1) 訓令等のうち、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号に掲げる非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含まないものについては、全文を公表するものとする。
- (2) 訓令等のうち、非公開情報を含むものについては、その名称及び概要を公表するものとする。ただし、訓令等の名称に非公開情報が含まれる場合及び非公開情報を明らかにすることなく当該訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないものとする。
- (3) 内部訓令等についても、府民の関心の高い事項を内容とするもの等については、前記1の目的に照らし、可能な限り公表するよう努めるものとする。

4 公表の時期、期間等

- (1) 訓令等の公表は、当該訓令等の制定又は改正後遅滞なく行うものとする。
- (2) この例規通達の実施前に発出し、かつ、効力を有する訓令等については、順次公表するよう努めるものとする。
- (3) 訓令等の公表の期間は、当該訓令等が効力を有する期間とする。ただし、訓令等を主管する所属の長（以下「主管所属長」という。）が必要があると認める場合は、当該訓令等の公表の期間を短縮することができるものとする。

5 公表の方法

訓令等の公表は、京都府警察がインターネット上に開設するホームページに訓令等を掲載することにより行うものとする。

6 関係所属長との協議

- (1) 主管所属長は、訓令等を公表しようとする場合又は公表している訓令等の公表の期間を短縮しようとする場合は、総務課長と協議するものとする。
- (2) 主管所属長は、公表しようとする訓令等に他の所属が所掌する事務に係る情報が含まれている場合は、前記6の(1)の規定による協議の前に、当該所属の長と協議するものとする。